

## 議第30号

三島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士